

令和 6(2024)年 10 月吉日

お取引先様各位

ヒラキ電計機株式会社
総務部 経理課

約束手形・でんさい等のサイト短縮についてのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記中小企業庁が発表している注意喚起及び公正取引委員会より 11 月以降に交付される手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング等の一括決済方式）について、下請法に基づく新たな指導基準が発出されております。※2024 年 11 月以降、交付から満期日までの期間が 60 日を超える約束手形・電子記録債権（でんさい）、一括決済方式は、行政指導の対象となります。

上記に従い、弊社におきましても当件並びに将来的な指導基準を勘案し、コンプライアンス重視の観点から 11 月発行分より振出手形のサイトの短縮化を進めさせていただきます。

今回の指導基準の変更に対応し、約束手形等を振り出す事業者がそのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトも短縮されていることも不可欠であり、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取り組みが要請されております。

大変僭越で恐縮ではございますが、お取引先様にも今回の下請法に基づく新たな指導基準にご理解をいただくとともに、下請法の対象とならないお取引を含め、サイト 60 日以内の短縮化にご協力をお願いしたく存じます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

【中小企業庁ホームページ】手形等のサイトの短縮に関する注意喚起を行いました
<https://www.meti.go.jp/press/2024/10/20241001002/20241001002.html>

【公正取引委員会ホームページ】(令和 6 年 10 月 1 日)手形等のサイトの短縮について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html